

宇治市監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 2 月 21 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和元年度議会事務局及び教育委員会の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年11月1日から同年12月24日まで

第4 監査の概要

この監査は、議会事務局及び教育部教育総務課、源氏物語ミュージアム、歴史資料館、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年9月30日までの財務に関する事務並びに学校管理課及び学校教育課(学校実地監査)を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

教育使用料収入状況(教育総務課)

源氏物語ミュージアム使用料収入状況(源氏物語ミュージアム)

冊子等売却収入状況(歴史資料館)

図書弁償金収入状況(図書館3館)

複写機使用料収入状況(図書館3館)

政務活動費支出状況(議会事務局)

委託料支出状況(議会事務局、源氏物語ミュージアム、歴史資料館)

報償費支出状況(教育総務課)

図書館資料提供費支出状況(図書館3館)

備品管理状況

(議会事務局、教育総務課、源氏物語ミュージアム、歴史資料館、図書館3館)

学校実地監査

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行

されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 議会事務局

- (1) 政務活動費支出状況について
特になし。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。
- (3) 備品管理状況について
特になし。

2 教育総務課

- (1) 教育使用料収入状況について
特になし。
- (2) 報償費支出状況について
特になし。
- (3) 備品管理状況について
特になし。

3 源氏物語ミュージアム

- (1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について
特になし。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。
- (3) 備品管理状況について
特になし。

4 歴史資料館

- (1) 冊子等売却収入状況について

特になし。

なお、平成 28 年度の前回定期監査等において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

(3) 備品管理状況について

特になし。

5 図書館

(1) 図書弁償金収入状況について

特になし。

なお、前回定期監査において、西宇治図書館に調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 複写機使用料収入状況について

中央図書館において調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(3) 図書館資料提供費支出状況について

東宇治図書館において支出負担行為の遅れが見受けられた。また、中央図書館において支出負担行為の重複が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、前回定期監査等において、西宇治図書館に支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

6 学校管理課及び学校教育課

(1) 学校実地監査について

岡屋小学校、東宇治幼稚園について、公印管理状況、備品管理状況、郵券等管理状況、危機管理対策を中心に、関係教職員からの説明を求めた。いずれも、調査対象に関して特に指摘する事項は見受けられなかった。